

朝保発第1329号
令和2年5月4日

朝霞市内保育園等及び放課後児童クラブ
在籍児童保護者等の勤務先関係者様

朝霞市こども・健康部長 麦田 伸之

保育園等の臨時休園について

日頃より、本市の保育行政に格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、緊急事態宣言の延長が決定されたことに伴い、下記のとおり保育園等を臨時休園とさせていただきますことになりました。

在籍児童保護者等の勤務先関係者様におかれましては、引き続き大変な御迷惑をお掛けいたしますが、皆様の大切な命を守るため特段の御配慮を賜りますよう、何卒御協力をお願いいたします。

記

- 1 休園期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで
※緊急事態宣言が更に延長となった場合、臨時休園については、
緊急事態宣言終了時まで継続いたします。
- 2 特例保育 両親共に医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方等については、引き続き現在の保育園等で特例保育を実施します。
※特例保育は、真にやむを得ない場合のみの対応となります。
- 3 対象施設 保育園、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設
放課後児童クラブ
- 4 その他 上記2のとおり特例保育を実施いたしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、一人でも多くの休園が必要となります。御社に勤務する在籍児童保護者様の自宅待機や在宅勤務への御対応のほどよろしくお願いいたします。

担当 朝霞市こども・健康部保育課

【保育園等】保育係 電話：048-463-2836（直通）

【放課後児童クラブ】保育総務係 電話：048-463-2939（直通）